

仕 様 書

1 契約件名

警察用車両の廃棄処分に伴う単価契約

2 予定数量

52台 別紙1「売却車両内訳書」のとおり

3 引渡期限

令和8年3月31日（火）までの間で、契約担当官からの申し出ごとに協議するものとする。

4 処分方法

(1) 自動車リサイクル法対象車両

使用済み自動車の再資源化等に関する法律（自動車リサイクル法）に基づいて解体処分を行い、警察車両として特定できる部品（車体番号部、警察色の外板等）は再利用できないように破砕すること。また、積載物等の処分に別途料金が発生する場合は、契約業者の負担とする。

(2) その他の車両

上記(1)に準じる。

5 その他

(1) 契約業者は、契約担当官からの申し出ごとに契約単価による契約代金をすみやかに歳入徴収官が発行する納入告知書により振り込むこと。

(2) 金融機関の受領印が確認できる領収証書の写しを提出すること。

(3) 契約担当官が指定する場所から破砕処分を行う場所まで搬送し、その搬送にかかる費用は全て契約業者の負担とする。

(4) 契約業者は、車両の引取完了後、速やかに受領書を京都府警察本部に提出すること。

(5) 解体処分及び破砕処分にかかる費用については全て契約業者の負担とする。破砕処分時には立会いのため、京都府警察職員の敷地内の立ち入りを許可すること。

(6) リサイクル料金未納分については、契約業者が立て替えて支払い、その費用については京都府警察本部長宛に請求すること。

(7) 車体及び車両に登載された警察仕様装備品等の確実な処分を行うものとし、転売、再利用は認めない。

(8) 契約車両全台について、車両の同一性が担保された状態で破砕前、破砕途中及び破砕後の写真を別紙2に貼付し提出すること。

なお写真提出が確認できない場合、翌年度以降の入札参加は不可とする。

(9) その他、本仕様書に定めのない事項で疑義が生じたときは、担当職員と協議し、その指示によること。

売払車両内訳書

種類	排気量	台数
バイク	390～1,280 cc	8 台
普通自動車	990～3,560 cc	4 4 台
	計	5 2 台

(破砕前)

車両番号がわかるように撮影

(破砕途中)

(破砕後)